



2025年2月21日

各 位

会 社 名 SOLIZE株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 宮藤 康聡
(コード：5871、スタンダード市場)
問合せ先責任者 取締役 木下 和重
(TEL. 03-5214-1919)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、2025年3月26日開催予定の第35回定時株主総会での承認を前提として商号を変更すること、及び定款の一部変更を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、2024年12月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しており、移行後の役員人事につきましては、本日付の「取締役候補者の選任及び監査等委員である取締役候補者並びに執行役員の選任に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

2025年7月1日(予定)をもって、当社を純粋持株会社とする持株会社体制に移行することに伴い、当社商号の変更を行うものです。

(2) 新商号(英文表記)

SOLIZE Holdings株式会社(英文:SOLIZE Holdings Corporation)

(3) 変更予定日

2025年7月1日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①上記1. に記載の商号変更を行うため、商号の変更を行うものです。

②事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、目的の変更を行うものです。

③監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに附則の追加を行うものです。

④経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、重要な業務執行の決定の委任に関する規定を新設するものです。

⑤その他、上記変更に伴う条数等の変更を行うほか、文言を統一するための所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定時株主総会開催日	2025年3月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年7月1日（予定）

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>SOLIZE株式会社</u>と称し、英文では、<u>SOLIZE Corporation</u>と表示する。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>SOLIZE Holdings株式会社</u>と称し、英文では、<u>SOLIZE Holdings Corporation</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (条文省略)</u></p> <p><u>(6) 前各号に関するコンサルティング、及び教育訓練</u></p> <p><u>(7) 前各号の営業を行なう者に対する投資</u></p> <p>(8) <u>コンピューターを利用した設計業務の請負</u></p> <p>(9) <u>コンピューターを利用した設計技術導入に関するコンサルティング業務及び教育訓練</u></p> <p>(10)～(13) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) その他機械器具の製造及び販売</u></p> <p><u>(6) (現行どおり)</u></p> <p><u>(7) コンサルティング業</u></p> <p>(削除)</p> <p>(8) <u>コンピューターを利用した設計業務の請負</u></p> <p>(9) <u>コンピューターを利用した設計技術導入</u></p> <p>(10)～(13) (現行どおり)</p> <p><u>(14) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運用管理業</u></p> <p><u>(15) 新規事業のインキュベーションに関する調査、企画、立案、運営及び人材育成並びに起業家支援等の事業創出支援事業</u></p> <p><u>(16) 前各号に関する各種サービスの提供、教育訓練及び研修業</u></p> <p><u>(17) 前各号に関する営業を行う者に対する投資</u></p> <p><u>(18) その他前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>
<p>第 3 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 (条文省略)</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める</u> 株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める</u> 株式取扱規程による。
第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第14条 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり)
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。 <u>② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略) (新設) (新設)	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> ②～③ (現行どおり) ④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</p> <p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
第6章 会計監査人 第36条～第37条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第32条～第33条 (現行どおり)
第7章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	第7章 計算 第34条～第37条 (現行どおり)
(新設)	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第35回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>